

社会福祉法人養父市社会福祉協議会支部運営委員会設置規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 4 号

平成 29 年 1 月 26 日制定規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 31 条第 3 項の規定に基づき、支部運営委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 地域住民や関係機関の連携のもと、住民主体の福祉コミュニティづくりを推進することを目的として、本会の各支部に支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の名称)

第 3 条 運営委員会の名称は次の各号のとおりとする。

- (1) 養父市社会福祉協議会八鹿支部運営委員会
- (2) 養父市社会福祉協議会養父支部運営委員会
- (3) 養父市社会福祉協議会大屋支部運営委員会
- (4) 養父市社会福祉協議会関宮支部運営委員会

(運営委員会における協議事項)

第 4 条 運営委員会は、支部の円滑な運営を図るとともに、幅広く地域の福祉課題を共有したり、その解決に向けて議論を行ったりする協議の場として、次の事項を協議し、その実務にあたる。

- (1) 地域住民のニーズの把握と共有化（調査研究・学習）
- (2) 地域の福祉ビジョンづくり（計画化）
- (3) 地域福祉に関する情報の収集、提供、発信
- (4) 地域福祉活動・事業の企画や創出支援
- (5) 地域福祉人材の養成
- (6) 地域福祉活動の点検
- (7) その他支部の運営に関する事項

(運営委員会の委員)

第 5 条 運営委員会は、10 名以内の委員をもって組織し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 委員は、次に掲げる選出区分により選任するものとする。

- (1) 住民組織
- (2) 当事者等の組織
- (3) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (4) 民生委員・児童委員またはその組織

- (5) 事業者関係
- (6) 保健・医療、教育等の関係機関・団体
- (7) 社会福祉行政機関
- (8) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
- (9) 学識経験者

3 委員は住民主体の福祉のまちづくり活動を積極的に取り組み、意欲と熱意を有する者とし、団体代表にはこだわらないものとする。

(役員)

第6条 運営委員会は委員の互選により、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。

(会議)

第8条 委員長は運営委員会を招集し、会議の議長になる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席によって開かれる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要あると認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 運営委員会に関する庶務は、各支部において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 最初に招集される運営委員会は、第8条の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則 (平成29年1月26日制定規程第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。